

議案第16号

鹿児島県特定都市河川浸水被害対策法施行条例制定の件

鹿児島県特定都市河川浸水被害対策法施行条例を次のように制定する。

令和6年2月提出

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県特定都市河川浸水被害対策法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号。以下「法」という。）第38条第3項、第45条第1項及び第54条第1項の規定に基づき、雨水貯留浸透施設、保全調整池及び貯留機能保全区域の標識の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(雨水貯留浸透施設の標識の設置の基準)

第3条 法第38条第3項に規定する条例で定める雨水貯留浸透施設の標識の設置の基準は、特定都市河川浸水被害対策法施行規則（平成16年国土交通省令第64号。以下「省令」という。）第27条に規定する基準の例による。

(保全調整池の標識の設置の基準)

第4条 法第45条第1項に規定する条例で定める保全調整池の標識の設置の基準は、省令第33条に規定する基準の例による。

(貯留機能保全区域の標識の設置の基準)

第5条 法第54条第1項に規定する条例で定める貯留機能保全区域の標識の設置の基準は、省令第40条に規定する基準の例による。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、法及びこの条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

特定都市河川浸水被害対策法に基づき、雨水貯留浸透施設、保全調整池及び貯留機能保全区域の標識の設置の基準について定めるため、この条例を制定しようとするものである。